

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市田中地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市田中地区地区計画	
位 置	白山市田中町の一部	
面 積	約 11.0ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、市中心部から東に約 2 km に位置し、野々市町に隣接している。</p> <p>J R 北陸本線と国道 8 号に近接した地域でありながら、現況では大部分が田を主とする農用地が広がっている。</p> <p>近年の松任市街地における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、当地区において土地区画整理事業を実施している。</p> <p>土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、緑にあふれ、魅力ある住環境の形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>新たな市街地として緑豊かで低密度な住宅地を確保するため、主として戸建て住宅の立地を誘導するなど良好な居住環境の形成に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう「建築物等の用途の制限」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 畜舎 3. サイロ
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱等の面までの距離の最低限度は1.0mとする。 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	15m以下かつ4階以下 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。